

長野市男女共同参画セミナー事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、男女共同参画社会形成に関することを内容とした長野市男女共同参画セミナー（以下「セミナー」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 セミナーの主催者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民自治協議会
- (2) 市内各高等教育機関
- (3) 市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成する団体・グループ等（以下「各種団体等」という。）
- (4) 市内事業者

(方法)

第3 セミナーの開催方法は次のとおりとする。

(1) 講演会開催

講演会は、別に定める講師リストの講師による男女共同参画社会形成に関する内容のもので、講演時間は原則1時間30分以上2時間以内とする。なお、講師謝礼については、住民自治協議会単位並びに市内各高等教育機関において実施した場合のみ市が負担するものとし、住民自治協議会においては、原則各地区1会計年度当たり1回とする。なお、講師派遣に関する調整及び依頼等は市が行うものとする。

(2) 啓発DVD等の上映

別に定めるDVD等リストによる男女共同参画社会形成に関するDVD等上映会の実施

(3) 市職員等による講習会及び学習会

(開催時間及び場所)

第4 セミナーは、午前9時から午後9時までの間に開催するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 セミナーは、市内で行うこととし、その場所については、主催する者の責任において確保するものとする。

(計画書の提出)

第5 セミナーを実施しようとする者は、長野市男女共同参画セミナー実施計画書兼講師派遣依頼書（以下「実施計画書」という。）（様式第1号）を実施日の7日前までに市長へ提出するものとする。この場合において、市長が適當と認めるときは、市長が指定す

る方法によりながの電子申請サービスによる電子申請（以下「電子申請」という。）により行うことができるものとする。

（実施報告書の提出）

第6 セミナーを実施した者は、実施後速やかに、長野市男女共同参画セミナー実施報告書（以下「実施報告書」という。）（様式第2号）を市長へ提出するものとする。この場合において、市長が適當と認めるときは、市長が指定する方法により電子申請により行うことができるものとする。

（補則）

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。